

平成17年3月8日

国立大学法人滋賀大学 関係者 各位

国立大学法人滋賀大学長  
成 瀬 龍 夫

平成17年度授業料の改定について(重要なお知らせ)

平成16年度から国立大学法人になったことにより、大学の運営に必要な経費は国(文部科学省)から交付される運営費交付金と大学における授業料等の学生納付金などの自己収入で賄われることになっています。授業料等については、国が示す標準額に基づき、国立大学法人が独自にその額を決められることとなりました。

既に新聞報道等でご承知のことと存じますが、国は昨年末に、平成17年度授業料標準額を現行の52万800円から1万5千円引き上げ、53万5千800円にするとの方針を提示しました。

運営費交付金は、大学が必要とする経費から国が示す標準額に基づく授業料等の自己収入分を差し引いた額で交付されることとなり、授業料標準額の改定が行われると、これに伴って運営費交付金が減額される仕組みになっています。

運営費交付金の減額は教育研究経費を直撃するため、学生サービスの低下を招いたり、教育研究水準の維持が困難になる恐れがあります。

不況が長引く経済情勢において、授業料の値上げに伴う各家庭のご負担は大変厳しいものと推察され、本学では当初から各国立大学と共に授業料値上げに反対してきたところでありますが、改定しない場合、本学において運営費交付金の減額の影響は決して小さいものではなく、教育研究の基盤を確保するため、苦渋の選択として改定せざるを得ないとの結論に至りました。

学生の皆様、学費を負担頂く皆様には、本学をめぐる諸般の事情をご理解頂きますようお願い申し上げます。

滋賀大学は教職員一同、今後とも教育の質の向上と学生へのサービス向上のために一層努力する所存でありますので、引き続きご理解ご協力を承りたく深くお願い申し上げます。

平成17年度授業料改定

(本改定については、国の関係法令の改正により実施されることになります。)

区 分	現 行	改 定 額
大学学部(昼間)・ 大学院研究科	年額 520,800 円	年額 535,800 円
大学学部(夜間)	260,400 円	267,900 円
特殊教育特別専攻科	266,400 円	273,900 円